

茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親等に対し、予算の範囲内で受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の親等のより良い条件での就業及び転職の支援を図り、もってひとり親家庭の親等の自立及び生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の親の扶養を受けている母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項に規定する児童をいう。
- (3) ひとり親家庭の親等 ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童をいう。
- (4) 高卒認定試験 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験をいう。
- (5) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金をいう。
- (6) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金をいう。
- (7) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金をいう。

(対象者)

第3 受講開始時給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されているひとり親家庭の親等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同等の所得水準にある者
- (2) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
- (3) 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制の講座を含み、市長が適当と認めるものに限る。以下「対象講座」という。）の受講を開始する者
- (4) 対象講座の受講を開始する時に大学入学資格を有していない者

- 2 受講修了時給付金の支給を受けることができる者は、受講開始時給付金の支給を受けた者で、対象講座の受講を修了したものとする。
- 3 合格時給付金の支給を受けることができる者は、受講修了時給付金の支給を受けた者で、対象講座の受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したものとする。

(支給額等)

第4 通信制の場合の支給額等は次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、その40パーセントに相当する額が100,000円を超える場合の支給額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50パーセントに相当する額から前項の支給額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が125,000円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は125,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10パーセントに相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が200,000円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、200,000円とする。

(4) 経過措置

令和5年3月31日までに開始した講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、受講開始時給付金の「40%」を「50%」に、「100,000円」を「200,000円」に、受講修了時給付金の「50%」を「30%」に、「125,000円」を「120,000円」に、合格時給付金の「10%」を「20%」に、「200,000円」を「400,000円」に読み替えて支給するものとする。

2 通学又は通学及び通信制併用の場合の支給額等は次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、その40パーセントに相当する額が200,000円を超える場合の支給額は200,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 50 パーセントに相当する額から前項の支給額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が 250,000 円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は 250,000 円とし、4,000 円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 10 パーセントに相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が 400,000 円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、400,000 円とする。

3 給付金は、受講方法いずれか、それぞれ 1 人につき 1 回に限り支給する。
(事前相談の実施)

第 5 市長は、対象講座の受講を希望するひとり親家庭の親等を対象とした事前相談を行い、給付金の支給の対象となる者であるかどうかを確認するものとする。

2 市長は、前項の事前相談において、当該ひとり親家庭の親等が高卒認定試験に合格することができるかどうかについて審査するとともに、その生活状況についても聴取等を行い、給付金の支給の必要性について十分確認するものとする。

(対象講座の指定)

第 6 給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ、対象講座について市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該申請者の戸籍謄本又は戸籍抄本及びその者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 当該申請者の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合にあっては、前々年の）所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号の 3 に規定する老人控除対象配偶者、同項第 34 号の 4 に規定する老人扶養親族並びに同項第 34 号の 3 に規定する特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）の証明書（同項第 34 号の 2 に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすること

ができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)。ただし、当該申請者が児童扶養手当を受給している場合にあっては、当該申請者に係る児童扶養手当証書の写しをもってこれに代えることができる。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（受講開始時給付金の申請等）

第7 第6の規定により対象講座の指定を受けた者は、受講開始時給付金の支給を受けようとするときは、対象講座の受講を開始した日から起算して30日以内に、茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書兼請求書（様式第3号。以下「支給申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第6第2項各号に掲げる書類

(2) 第6第3項の指定通知書の写し

(3) 対象講座に要した費用に係る受講施設の長が発行する領収書の写し

2 市長は、前項の支給申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第4号。以下「支給決定通知書」という。）により当該支給申請書兼請求書を提出した者に通知するものとする。

（受講修了時給付金の申請等）

第8 第10第2項の規定により受講開始時給付金の支給を受けた者は、受講修了時給付金の支給を受けようとするときは、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に、支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第6第2項各号に掲げる書類

(2) 第6第3項の指定通知書の写し

(3) 対象講座の受講を修了したことを証する書類

(4) 対象講座に要した費用に係る受講施設の長が発行する領収書の写し

2 第7第2項の規定は、前項の規定により支給申請書兼請求書の提出があった場合について準用する。

（合格時給付金の申請等）

第9 第10第2項の規定により受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給を受けた者は、合格時給付金の支給を受けようとするときは、高等学校卒業程度認定試験規則第9条第1項の規定により授与された合格証書（第2号において「合格

証書」という。)に記載されている高卒認定試験に合格した日から起算して40日以内に、支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第6第2項各号に掲げる書類
- (2) 第6第3項の指定通知書の写し
- (3) 合格証書の写し

2 第7第2項の規定は、前項の規定により支給申請書兼請求書の提出があった場合について準用する。

(給付金の請求等)

第10 第7第2項(第8第2項及び第9第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた申請者は、第7第1項(第8第1項及び第9第1項においても同様とする。)で提出した支給申請書兼請求書をもって、請求があったものとする。

2 市長は、前項の支給申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに給付金を支給するものとする。

(対象講座の指定の取消し等)

第11 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、第6の規定による対象講座の指定を取消し、又はその者から既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(添付書類の省略)

第12 市長は、第6第2項の申請書及び支給申請書兼請求書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年7月29日(第2項において「実施日」という。)から実施し、令和5年4月1日(第2項において「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第7及び第8並びに第9の規定により行ったものとみなす。

茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	年		
			月 日生(歳)		
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年		
			月 日生(歳)		
③住所	(〒 -)		電話 ()		
			-		
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑦試験を免除できる 科目					
⑧受講期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(受講開始日)				
⑨所要費用(予定)	入学金 円、受講料		円		
	合計額 円				
⑩過去の受給の有無	過去に茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ある・ない				
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年 月日	年		
			月 日生(歳)		
	住所(別居の場合)				
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない				
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給している事を証明する。 (担当者氏名)				
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。					

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は20万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は40万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、茨木市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金申請書兼請求書（様式第3号）」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。
(（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)
- 9 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第2号（第6関係）

茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

		指定番号	番		
①氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)		
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)		
③住所	(〒 -)	電話 () -			
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑦試験を免除できる 科目					
⑧受講期間	年 月 日 ~		年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円		
				合計額	円
※					

さきにあなたから提出のありました茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 印

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は20万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は40万円が限度になります。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、茨木市にその旨を報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書兼請求書（様式第3号）」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者の氏名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金 } が支給されるよう、関係書類を添えて下記のとおり申請 (請求) します。

※いずれかに○をつけること。

①指定番号	番			
②氏名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
③氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
④住所	(〒 -)		電話 () -	
⑤受講施設名称			⑥講座の名称	
⑦受講科目	1	2	3	4 5
	6	7	8	9 10
⑧試験を免除できる 科目				
⑨受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑩所要費用	入学料	円、	受講料	円 合計額 円
⑪請求金額	円 × % = 円 →請求額 円			
⑫希望する支払金融 機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
⑬申請者と生計を一 にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
(注5参照)	住所 (別居の場合)			
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない			
⑭児童扶養手当の証 明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			
(備考)				

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請（請求）期間は、受講開始日から起算して30日以内、受講修了時給付金の支給申請（請求）期間は、受講修了日から起算して30日以内です。また、合格時給付金の支給申請（請求）期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請（請求）における所要費用については、受講開始のために支払った入学金、受講料を記入してください。
- 3 合格時給付金の支給申請（請求）における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学金、受講料を記入してください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「⑫申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）していない。
(（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)
- 6 「⑬児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長 福岡 洋一 印

年 月 日付けで申請（請求）のありました茨木市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書兼請求書に基づき審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

	指定番号	番
①給付金の種類	受講開始時給付金 ・ 受講修了時給付金 ・ 合格時給付金	
②支給決定額	円	
③氏名	フリガナ	生年 月日
④住所	(〒 -)	電話 () -
⑤受講施設名称		
⑥講座の名称		
⑦受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
⑧所要費用	入学料	円、受講料
		円、
		円 合計額

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）

2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、

様式第4号（第7関係）

受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。

受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は20万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は40万円が限度になります。

- 3 所要費用については、受講開始後または受講終了後に受講施設から証明された金額に基づき支給額を算定しています。